

熊谷市子どものいじめ防止条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定めるとともに、市、学校、保護者、子ども及び市民等の責務及び役割を明らかにすることにより、将来にわたって子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 熊谷市立学校設置条例（平成17年条例第88号）第2条第1号に規定する小学校及び同条第2号に規定する中学校をいう。
- (3) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内において事業活動又は公益的な活動を行う個人、企業又は団体をいう。
- (6) 関係機関等 警察署、児童相談所、地方法務局、医療機関その他子どものいじめの問題に関係する機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者及び市民等は、いじめが重大な人権侵害で

あるとの認識の下、一人一人の尊厳が重んぜられ、相互に尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、いじめを未然に防止し、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じなければならない。

2 市は、学校、保護者、市民等及び関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの防止に関する施策を推進しなければならない。

3 市は、いじめに対し、迅速かつ適切な対応を行うことができるよう必要な体制を整備するものとする。

(学校の責務)

第5条 学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心を育成するよう努めるものとする。

2 学校は、子どもと教職員との信頼関係を構築するとともに、子ども及び保護者が安心して相談することができる環境を整え、いじめを未然に防止するよう努めるものとする。

3 学校は、いじめの兆候を見逃さないよう努めるとともに、いじめを隠し、又は軽視することなく、適切に把握するよう努めるものとする。

4 学校は、いじめを把握したときは、市、保護者、市民等及び関係機関等と連携し、いじめを適切に解決するよう努めるものとする。

5 学校は、子ども自身が望ましい人間関係を構築するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに

安心し、及び安定して過ごせるよう、愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得るとの認識の下、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 保護者は、いじめ又はいじめの兆候を発見したときは、速やかに、市、学校又は関係機関等に通報し、又は相談するよう努めなければならない。
- 4 保護者は、市、学校等が行ういじめの防止のための取組に協力するよう努めなければならない。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、いじめを行わず、互いを思いやり、いたわりながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めるものとする。

- 2 子どもは、いじめを受けたときは、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。
- 3 子どもは、いじめが行われていることを知ったとき及びいじめの相談を受けたときは、家族、学校又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、いじめ又はいじめの兆候を発見したときは、速やかに、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、日ごろから子どもと触れ合う機会を大切にし、子どもを見守るとともに、地域行事等に子どもが主体的に参加できる環境づくりに努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第9条 市は、法第12条の規定により市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とし

て、熊谷市いじめ防止等基本方針（次項において「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 市は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（広報及び啓発活動）

第10条 市は、子ども、保護者及び市民等に対し、いじめの防止に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（いじめに対する措置）

第11条 市は、相談等を受けたいじめについて実効的な対策を行う必要があると認めたときは、法の規定に基づき、いじめの解消に向けた取組を行わなければならない。

（財政上の措置）

第12条 市は、いじめの防止のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。